平成２６年（フ）第３９５号
岐阜県山県市笹賀901番地　養護老人ホーム美山荘
債務者　鷲見さち子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３１６号
兵庫県加古川市野口町坂元616番地の５
債務者　乾　　麻子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４６４号
兵庫県加古郡播磨町北本荘５丁目８番40号
債務者　東　　清二
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８８６号
広島市西区田方２丁目35番18号
債務者　前原　寿子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０５号
広島市中区富士見町８番３―501号
債務者　石川　智子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３８号
大分県豊後大野市犬飼町久原1042番地　市営久原住宅Ａ―204号
債務者　首藤健太郎
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３５号
鹿児島県霧島市隼人町東郷１丁目267番地３ハウス東郷202号
債務者　白澤リツ子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第１２１号
鹿児島県曽於市末吉町深川2709番地１
債務者　和田　輝美
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２８６号
金沢市小立野２丁目３番４号
債務者　荒木　　誠
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３１８号
金沢市大桑町平42番地28　市営住宅23棟301号、従前の住所金沢市糸田１丁目185番地
債務者　伊藤　隆浩
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２９０号
山梨県笛吹市境川町大坪1173番地24
債務者　雨宮とも子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９３号
山梨県南アルプス市百々1728番地39
債務者　秋山　晃也
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７９号
三重県津市久居二ノ町1716番地３　サンウイング二ノ町１―Ｂ
債務者　福原　　淳
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２２４号
三重県四日市市楠町南五味塚33番地
債務者　大久保一惠
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２２５号
三重県四日市市楠町南五味塚34番地２
債務者　大久保幹男
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２２６号
三重県四日市市楠町南五味塚33番地
債務者　大久保義昭
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
三重県四日市市石塚町10番16号
債務者　井川　佳紀
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第９０５号
京都府京田辺市田辺北里33番地　ハイム本町105
債務者　北川　勝久
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０３号
京都市山科区音羽前田町35番地７
債務者　竹谷　真紀
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係